

新 B I S 規制の導入について

経済調査部門 矢嶋 康次
yyajima@nli-research.co.jp

1988年に現行のB I S規制が定められてから10年以上が経過している。その間急速に銀行を巡る環境が変化している。金融市場も様変わりし、銀行業の内容自体に加えリスク管理のノウハウも大きく変化した。

こうした変化を踏まえバーゼル銀行監督委員会（以下、バーゼル）は、最低自己資本比率規制（第1の柱）、銀行自身による自己資本戦略の策定（第2の柱）、開示の充実を通じた市場規制の強化（第3の柱）を3つの柱とする新B I S規制導入（2006年末）を予定している。この3つの柱の中で最も銀行に影響を与える最低自己資本比率規制（第1の柱）の規則案が、02年10月に公表された。

1. 新しい自己資本比率規制

自己資本比率計算上で新規制が現行規制と異なる点は、図表 - 1の算出式においてゴシックとなっている部分である。変更は信用リスク計測がより精緻化されたこと、さらに今回新たにオペレーショナルリスクが追加された2点で、いずれも分母の変更であり、分子の自己資本の定義や最低自己資本比率の変更は行われていない。

2. 信用リスクの精緻化

現行規制では、国際的に活動している銀行が持つべき資本の水準を計測するための方法は、基本的に一つしかない。

すなわち銀行は、保有するそれぞれの資産とオフバランスのポジションに一定のリスク・ウェイト（個別の与信のリスク・ウェイトは、借手が政府か、事業法人かといった大雑把な区別）を掛けてリスク・アセット額を計算し、その総額を出すというものである。

図表 - 1 新 B I S 規制における自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本 (定義に変更なし)}}{\text{信用リスク} + \text{市場リスク} + \text{オペレーショナルリスク}} = \text{自己資本比率 (8\%以上)}$$

90年代には信用リスク管理手法の高度化が進み、各国でこれらの技術を採用した銀行経営が行われるようになり、現行規制とこの最新のリスク管理経営・実務とが乖離したきた。

このような事態を改善すべくバーゼルは、信用リスクについて銀行内のシステムを用いて計測することを今回初めて認め、債権のリスクをよりきめ細かく自己資本比率に反映させる規制案を策定した。

この銀行の信用リスク管理を使った計測方法は「内部格付手法」と呼ばれており、借手ごとに銀行内審査により行内格付が付与され、格付に応じた債務不履行確率（デフォルト率）に基づいて、信用リスク量が計測される。

現行規制では、事業法人向けの融資の場合、リスクは一律とみなし、どんな債権でも融資額の8%相当の自己資本を求めているが、新規制ではデフォルト率によってこれを割り増したり、逆に割り引いたりする仕組みである。そのため優良な企業などへの貸出債権は、今までよりも所要自己資本が少なく済む反面、信用力が低いか不良債権となっているものについては、今まで以上に所要自己資本が必要となるのである。

現在このようなリスク管理手法を採用していない銀行にとっては、内部格付手法を採用するには、データ、システムなどの整備に相当なコストがかかる。経営戦略によっては他の課題に注力したほうが合理的な場合もあり、新規制では現行規制を一部変更した「標準的手法」も準備されている。

具体的には、一定の厳格な要件を満たす外部の格付会社などが付している格付を利用して、リスク・ウェイトを今まで以上に細分化し（図

表 - 2）リスクを正確に反映することとなっている。

3. オペレーショナルリスクの追加

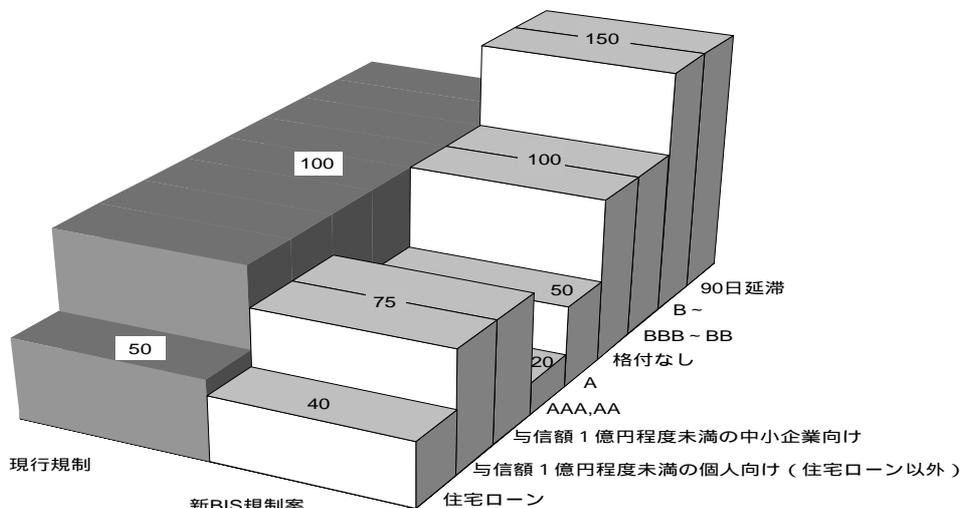
今回新たに導入されるオペレーショナルリスクとは事務事故や不正行為などによって損失が発生するリスクである。これまでは自己資本8%の中でこのリスクをカバーしてきたが、ITの進展により予想外の損失が発生するリスクは増大し、別途の積立てを規制案に盛り込むこととなった。

4. 2006年末導入に向けて

新しい自己資本比率規制では、新たにオペレーショナルリスクが追加され、銀行の負担が増加する。バーゼルは、上記で見てきたようなリスク・ウェイトの精緻化により一部軽減される部分とのトータルで見て、全体としては現行程度の自己資本比率が維持できるようにするとの方針を出している。

今回示された案をもとに、各国の影響試算を03年1月に集計し、これをもとに若干の修正が行われ年後半に最終案が決定、2006年末から各国一斉に導入される運びとなっている。

図表 - 2 標準的手法のリスクウェイト



(資料) 日本銀行「B I S 規制の見直しについて (平成14年10月)」